

◎特別障害者手当 障害程度認定基準（腎臓の機能障害）

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>特別障害者手当 障害程度認定基準</p> <p>第三 特別障害者手当の個別基準</p> <p>1 令第1条第2項第1号に該当する障害</p> <p>令第1条第2項第1号に該当する障害の程度とは、令別表第2各号に掲げる障害が重複するものとし、令別表第2各号に該当する障害の程度とは次によるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 内部障害</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>腎臓の機能障害</u></p> <p>(ア) <u>腎臓の機能障害</u>については、永続する<u>腎機能不全</u>、尿性成異常をいうものとする。</p> <p>(イ) <u>腎臓の機能障害の程度</u>についての判定は、臨床症状、<u>腎臓機能検査成績</u>、尿所見、<u>血球算定検査</u>、<u>血液生化学検査</u>（<u>血清尿素毒素</u>、<u>血清クレアチニン</u>、<u>血清電解質等</u>）、<u>動脈血ガス分析</u>、<u>腎生検</u>、一般状態、治療及び病状の経過等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第2第6号に該当するものとする。</p> <p>(ウ) 慢性透析療法を行う必要があるものにかかる<u>腎臓機能検査</u>は、当該療法実施前の成績によるものとする。</p> <p>(エ) 令別表第2第6号に該当すると思われる病状には次のようなものがある。</p> <p><u>腎臓機能検査</u>において、内因性クレアチンクリアランスが10m l/分未満、血清クレアチニンが8.0mg/dl以上又は血液尿素窒素が80mg/dl以上であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか又は次のいずれかの所見があるもの</p> <p>㊦ 尿毒症性心包炎</p> <p>㊧ 尿毒症性出血傾向</p> <p>㊨ 尿毒症性中枢神経症状</p> <p><u>腎臓機能検査成績</u>は、その性質上変動しやすいものと思われるので、<u>腎臓疾患</u>による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成日前3か月間において最も適切に症状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。</p> <p>2 令第1条第2項第2号に該当する障害</p> <p>令第1条第2項第2号に該当する障害の程度とは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 令別表第2第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの</p>	<p>特別障害者手当 障害程度認定基準</p> <p>第三 特別障害者手当の個別基準</p> <p>1 令第1条第2項第1号に該当する障害</p> <p>令第1条第2項第1号に該当する障害の程度とは、令別表第2各号に掲げる障害が重複するものとし、令別表第2各号に該当する障害の程度とは次によるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 内部障害</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>じん臓の機能障害</u></p> <p>(ア) <u>じん臓の機能障害</u>については、永続する<u>じん臓機能不全</u>、尿性成異常をいうものとする。</p> <p>(イ) <u>じん臓の機能障害の程度</u>についての判定は、臨床症状、<u>じん臓機能検査成績</u>、尿所見、血液化学検査、一般状態、治療及び病状の経過等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第2第6号に該当するものとする。</p> <p>(ウ) 慢性透析療法を行う必要があるものにかかる<u>じん臓機能検査</u>は当該療法実施前の成績によるものとする。</p> <p>(エ) 令別表第2第6号に該当すると思われる病状には次のようなものがある。</p> <p><u>じん臓機能検査</u>において、内因性クレアチンクリアランス<u>値</u>が10m l/分未満、血清クレアチニン<u>濃度</u>が8.0mg/dl以上又は血液尿素窒素が80mg/dl以上であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか又は次のいずれかの所見があるもの</p> <p>㊦ 尿毒症性心包炎</p> <p>㊧ 尿毒症性出血傾向</p> <p>㊨ 尿毒症性中枢神経症状</p> <p><u>じん臓機能検査成績</u>は、その性質上変動しやすいものと思われるので、<u>じん臓疾患</u>による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成日前3か月間において最も適切に症状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。</p> <p>2 令第1条第2項第2号に該当する障害</p> <p>令第1条第2項第2号に該当する障害の程度とは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 令別表第2第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの</p>

改正後		現 行	
10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	<p>前記の各号に該当する障害は、次によるものとする。</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>コ 第10号について</p> <p>(ア)内部障害</p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>⑦ <u>腎</u>臓の機能障害については、<u>腎</u>臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランスが 20ml/分未満、血清クレアチニンが 5mg/dl 以上又は血液尿素窒素が 40mg / dl 以上であって、次のいずれか 2 以上の所見があり、かつ、家庭内での極めて温和な活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるものとする。</p> <p>a 腎不全に基づく末梢神経症</p> <p>b 腎不全に基づく消化器症状</p> <p>c 水分電解質異常</p> <p>d 腎不全に基づく精神異常</p> <p>e X線上的における骨異栄養症</p> <p>f 腎性貧血</p> <p>g 代謝性アシドーシス</p> <p>h 重篤な高血圧症</p> <p>i 腎疾患に直接関連するその他の症状</p>		<p>前記の各号に該当する障害は、次によるものとする。</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>コ 第10号について</p> <p>(ア)内部障害</p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>⑦ <u>じん</u>臓の機能障害については、<u>じん</u>臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス<u>値</u>が 20ml/分未満、血清クレアチニン<u>濃度</u>が 5mg/dl 以上又は血液尿素窒素が 40mg / dl 以上であって、次のいずれか 2 以上の所見があり、かつ、家庭内での極めて温和な活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるものとする。</p> <p>a 腎不全に基づく末梢神経症</p> <p>b 腎不全に基づく消化器症状</p> <p>c 水分電解質異常</p> <p>d 腎不全に基づく精神異常</p> <p>e X線上的における骨異栄養症</p> <p>f 腎性貧血</p> <p>g 代謝性アシドーシス</p> <p>h 重篤な高血圧症</p> <p>i 腎疾患に直接関連するその他の症状</p>